

令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新 に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和5年6月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年6月19日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

本案件は、入札説明会を開催しない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和5年7月10日（月） 12:00

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和5年7月20日（木）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年7月24日（月） 14:30

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1) の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課 奥田、北澤

電話：03-5114-2125

メールアドレス：okuda_takeshi_y8j@nra.go.jp , kitazawa_takeo_8fi@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和5年7月24日開札[令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証

明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者

は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

(3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

16. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E - m a i l:

(様式3-①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式3-②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和5年度

可搬型モニタリングポストの更新

仕様書

1. 件名

令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新

2. 概要

福島県を中心に設置した可搬型モニタリングポストの内、老朽化が著しいものを更新する。

3. 品名

可搬型モニタリングポストを用いた空間線量率測定システム(通信方式：LTE)一式

4. 数量

31台

5. 納入期限

令和6年3月31日

6. 納入場所

別紙1に示す場所のうち、原子力規制庁と協議のうえ決定。

7. 空間線量率測定システムの構成

- I 放射線測定器(可搬型モニタリングポスト)
- II データ伝送部
- III 電源部(太陽電池モジュール及び二次電池等)
- IV 電光表示器
- V 本体据付架台等

8. 各部の仕様

使用条件(設置環境)

- ・使用温度範囲：-10～+40℃
- ・使用湿度範囲：100%RH(相対湿度)以下(ただし結露なきこと)。

- ・耐風速：風速 40m/s によっても破損・転倒等しない構造とすること。
- ・耐積雪：1500mm の積雪によっても破損しない構造とすること。

I. 放射線測定器(可搬型モニタリングポスト)

「7. 空間線量率測定システムの構成」のうち「放射線測定器(可搬型モニタリングポスト)」のみで他のシステム構成と切り離した場合においても、単独の可搬型モニタリングポストとして放射線測定器の内蔵電源を用いて機能すること。

(1) 総合性能

検出対象：50keV～3MeV の空間 γ (X) 線による空気吸収線量率、計数率及びエネルギースペクトル。

温度特性：外気温 0～+40℃の温度範囲に対して、上記指示線量率変動は、±10% 以内(+20℃を基準として)。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ) 相当

(2) 機器仕様

(a) 本体

- ・構造：検出部、測定部、伝送部、電源部は筐体内蔵(取手を付けること)。
- ・防水性：検出部、測定部、伝送部、電源部を内蔵した筐体は JIS 保護等級 IPX4 相当。
- ・保安性：操作デバイスは施錠の可能な蓋の内側に配置すること。
- ・線源校正治具：線源校正治具を取付け可能であること。
- ・外板材質：アルミニウム等の金属板とし耐候性、耐食性を有すること。
- ・外形寸法：約 400(W)×300(D)×700(H)mm 以下(突起部を除く)。
- ・重量：25kg 以下。
- ・取り付け高さ：放射線検出器の検出部は、地上から 1000mm の高さとするこ
と。
- ・メンテナンス性：点検時に検出部、測定部、伝送部、電源部へ容易にアクセスできるように、施錠できる開口部を設けること。
- ・視認性：表示部を外部から確認するための強度のある窓を設け、曇り防止など視認性を高めること。

(b) 放射線検出部

- ・検出対象：50keV～3MeV の空間 γ (X)線による空気吸収線量率、計数率及びエネルギースペクトル。

- ・検出器：シンチレーション方式と半導体式の組み合わせ又はシンチレーション方式のみ。

(シンチレーション方式は $\phi 2'' \times L2''$ (円柱状)以上の結晶を有する検出器)

- ・検出器カバー：材質は樹脂または軽金属とすること。

- ・測定範囲：BG レベル～100mGy/h

- ・高線量率からの復帰時間：100mGy/h で 10 分間照射後、20min 以内に BG レベルの測定に復帰可能であること。

- ・湿度特性：相対湿度 90%以下において指示値の変化が $\pm 5\%$ 以内(65%RH 基準として)。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

- ・温度補償：検出器温度の変化によるゲイン変動を自動的に補正すること。

- ・エネルギー分解能(シンチレーション方式)：10%以内。

(^{137}Cs 662keV フォトピークに対して)

- ・方向依存性：方向依存性の許容範囲は以下の通りとする。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

角度範囲	許容範囲
-90° 以上～+90° 以下	$\pm 20\%$

- ・エネルギー依存性：エネルギー依存性の許容範囲は以下の通りとする。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

エネルギー範囲 (keV)	許容範囲(Cs-137 に対して)	
	シンチレーション検出器	半導体検出器
60 以上～100 未満	0.5～1.25	0.5～1.3
100 以上～400 未満	0.9～1.2	0.7～1.3
400 以上～1500 以下	0.9～1.1	0.7～1.3

- ・線量特性：日本の国家計量標準とのトレーサビリティの得られている線源で、照射線量率に対して指示線量率精度の許容範囲は以下の通りとする。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

表示	許容範囲	試験方法
デジタル式	$\pm 20\%$	各デカードの 50%及び 100%目盛付近の指示について誤差を求める

※ただし、線量率がBG～10 μ Gy/h までは $\pm 10\%$ とすること。

- ・指示値変動：変動係数は0.1以下であること。試験方法はJIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当。
- ・ドリフト：ドリフト試験を実施したとき、指示値の変化は最大目盛値の $\pm 2\%$ 以下であること。

※試験方法はJIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

- ・波高分析装置：チャンネル数：1000ch 以上
ダイナミックレンジ：50keV～3MeV データ
収集時間：正 10 分(毎時 0, 10, 20, 30, 40, 50 分から 10 分測定)
計数容量： $(1 \times 10^6)^{-1}$ 以上
- ・演算周期：線量率データ：1 分、2 分、10 分を選択できること
スペクトルデータ：10 分を選択できること

(c) 測定器 (放射線検出部以外の機能)

- ・機器操作：電源投入後、自動測定を開始すること。
- ・時刻補正：GPS 等により 24 時間に 1 回以上時刻を調整すること。
- ・GPS 測定内容：緯度、経度
(格納単位については伝送データフォーマット部を参照し、指定されていれば、それに従うこと)
- ・GPS 緯度経度測定誤差：10m 以内。
- ・位置情報調整：電源投入後 1 回。
- ・警報出力：検出器異常、バッテリー電圧低下等(自動リセット機能を持つこと)。
- ・内蔵電子メモリ保存容量：線量率：10000 データ以上
スペクトル：150 データ以上
- ・外部データ出力：任意の期間の日付を指定して、可搬型モニタリングポストを接続した PC にデータを出力できること。また、任意の期間の日付を指定して、外部メモリストレージに対し、線量率、スペクトル、等のデータを出力できること。

(d) 表示部

- ・表示画面：液晶、LCD 等。
- ・表示内容：測定年月日及び時刻、線量率、機器故障内容、バッテリー残量等。
- ・表示位置：可搬型モニタリングポスト筐体前面。

(e)内蔵電源部

- ・本体電池：24 時間連続使用可能であること。
- ・電源特性等：電源電圧及び周波数の変動に対する安定性は±5%以内とすること。

※試験方法は JIS-Z-4325(環境放射線モニタ)相当

II. データ伝送部

(1)送信機の通信仕様：

- ・使用回線：送信機の通信回線は NTT ドコモの無線通信(LTE)を利用すること。
- ・LTE 端末：端末は、NTT ドコモの無線通信(LTE)に対応した端末であること。
- ・使用ネットワーク：回線は、原子力規制庁が契約する閉域ネットワークサービス及び専用線又は、専用網サービスを利用すること。

※【別紙2】概略構成図参照

- ・TCP/IP を利用した通信が可能なこと。
- ・PPP プロトコルでのパケット通信が可能なこと。
- ・送信機に対し、IP アドレスの付与を可能とすること。

(2)送信方法：測定した線量率 10 分間の平均値を 10 分に 1 度(毎正時 0 分、10 分、20 分、30 分、40 分、50 分)原子力規制庁の指定するデータサーバに送信すること。

(3)時刻同期：NTP(Network Time Protocol)サーバ、LTE 回線網もしくは GPS を利用した時刻同期により、24 時間に一度、時刻の自動同期を行うこと。

(4)リトライ機能：通信エラー等により送信できなかった場合は、通信の復帰後、通常の送信に合わせて、送信できなかったデータから直近のデータまでを送信すること。

(5)データ保持機能：常時、直近 48 時間の計測データを保持し、リトライ時に送信可能であること。

(6)伝送型式：

- (a)プロトコル：TCP/IP

- (b) 通信方式：TCP/IP パケット通信
- (c) チェックディジット：CRC 形式
- (d) データフォーマット：バイナリ形式
- (e) 伝送データフォーマットは以下のいずれかの Type とすること。

*Type-A

- ・伝送コマンド：ra (固定値)
- ・データ長：0x0000
- ・データ No：0x7FFF
- ・測定終了時間：0x07DB 0x0A 0x0B 0x0C 0x14 (2011 年 10 月 11 日 12 時 20 分)
- ・シンチレータ線量率単位：0x01 (0x01=nGy/h 0x02= μ Gy/h)
- ・シンチレータ線量率：0x000003E8 (100.0nGy/h を 10 倍した値)
- ・シンチレータ線量カウント：0x00000000
- ・シンチレータ計数カウント：0x00000000
- ・半導体検出器単位：0x01 (0x01=nGy/h 0x02= μ Gy/h 0x03=mGy/h)
- ・半導体検出器線量率：0x000003E8 (100.0nGy/h を 10 倍した値)
- ・半導体検出器線量カウント：0x00000000

※ただし、単一の検出器を使用する場合は記載を省略できる

- ・設定収集時間：0x01 (0x01=1 分 0x02=2 分 0x0a=10 分)
- ・実計測時間：0x0258 (600 秒)
- ・ステータス情報：0x00000000 (正常)
- ・高電圧：0x1F40 (800.0V)
- ・温度：0x00D4 (21.2°C)
- ・バッテリー電圧：0x0078 (12.0V)
- ・GPS 取得時間：0x07DB 0x0A 0x0B 0x12 0x00 (2011 年 10 月 11 日 18 時 00 分)
- ・北緯：0x25 0x17 0x0251 (37 度 23 分 59.3 秒)
- ・東経：0x8C 0x15 0x017B (140 度 21 分 37.9 秒)
- ・高度：0x00F8 (248 メートル)
- ・捕捉衛星数：0x08
- ・測地系：0x01 (0x01=世界 0x02=東京)
- ・アンテナ数：0x01
- ・有効線量率：0x01 (0x01=NaI 0x02=半導体検出器)

※機器の判別は IP アドレスによる

表 1 (Type-A) ステータス情報例

ステータス情報	エラーの状態
bit:0	非正時計測データ
bit:1	LV 異常
bit:2	HV 異常
bit:3	バイアス異常
bit:4	シンチレータダウンスケール
bit:5	
bit:6	
bit:7	
bit:8	
bit:9	
bit:10	
bit:11	シンチレータ検出器異常
bit:12	半導体検出器異常
bit:13	検出器温度異常
bit:14	1 次電池バッテリー残なし
bit:15	2 次電池バッテリー残なし
bit:16	検出器通信異常
bit:17	ユニット間通信異常
bit:18	外部通信異常
bit:19	GPS 取得異常
bit:20	測定部設定変更あり
bit:21	メモリーカード FULL
bit:22	メモリーカード 異常
bit:23	
bit:24	伝送部未接続
bit:25	
bit:26	
bit:27	調整中
bit:28	
bit:29	データ送信エラー
bit:30	
bit:31	

*Type-B

- ・伝送コマンド：ra (固定値)
- ・データ長、データ No：0x7FFF
- ・測定終了時間：0x07DB 0x0A 0x0B 0x0C 0x0A 0x14
(2011年10月11日12時10分20秒)
- ・シンチレータ線量率単位：0x01 (0x01=nGy/h 0x02= μ Gy/h)
- ・シンチレータ線量率：0x03E8 (100.0nGy/hを10倍した値)
- ・半導体検出器単位：0x01 (0x01=nGy/h 0x02= μ Gy/h 0x03=mGy/h)
- ・半導体検出器線量率：0x03E8 (100.0nGy/hを10倍した値)

※ただし、単一の検出器を使用する場合は記載を省略できる

- ・ステータス情報：0x00 (正常)
- ・有効線量率：0x01 (0x01=NaI 0x02=半導体検出器)

※機器の判別はIPアドレスによる

表1 (Type-B) ステータス情報例

ステータス情報	エラーの状態
0x00	正常時
0x01	正常時
0x02	低電圧異常
0x03	交流電源使用
0x04	その他異常

III. 電源部(太陽電池モジュール及び二次電池等)

構成

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 二次電池
- (3) 電源コントローラー
- (4) 保護装置
- (5) 収納ケース

(1) 太陽電池モジュール

- (a) 機器間の接続：放射線測定器やデータ伝送機材に直接電源を供給するか、二次電池に電流を供給し、各機器に電源を供給すること。
- (b) 定格出力容量：雨天かつ不日照時でシステムを24時間稼働した後の蓄電池の

容量低下分を3時間の日照(福島市の秋分の南中時を基準とする)で充電可能なものとする。

(c) その他制限事項

- ・機器及び機器の構成は使用条件(設置環境)を満たすこと。
- ・規格準拠：JIS C 8990(2009)、IEC 61215 Ed. 2(2005)、
JIS C 8991(2011)、IEC 61646 Ed. 2(2008)。
- ・安全適合：JIS C 8992-1(2010)、IEC 61730-1 Ed. 1(2004年)、
JIS C 8992-2(2010)、IEC 61730-2 Ed. 1(2004年)。
※規格適合及び安全適合は、JETPvm 認証のある製品であれば良い
- ・太陽電池モジュールの設置により、測定される線量率の減衰率は、3%未満であること。
- ・二次電池の容量が低下し電圧低下が起きた場合は、放射線測定部で警報出力を行うとともに、送信するステータス情報を「低電圧異常」とすること。

(2) 二次電池

二次電池は放射線測定器、伝送部等の負荷に電源が供給できるように回路設計を行うこと。

- (a) 不日照保証：7日間(満充電の状態から、充電なく電池残量が10%になるまで7日間以上線量計及びデータ処理・送信機等を動作させられること)。
- (b) 充放電性能：充放電を繰り返した場合でも、3年間程度はバッテリーの交換が不要であること。
- (c) メンテナンス性：バッテリー液の補充の必要のないものとする。
- (d) その他留意事項：太陽電池システムに適した電池(ディープサイクルバッテリー等)であること。残容量10%の状態から充電器等の接続なく太陽電池のみで100%まで充電可能なこと。

(3) 電源コントローラー

- (a) 電源制御機能：太陽電池モジュールと単相交流100Vによる電源供給により機器に障害が発生しないよう制御すること。
- (b) 電源変換機能：単相交流100V電源から二次電池への充電または各機器への電源供給を行うためAC/DC変換を行うこと。
- (c) 過充電防止機能：太陽電池モジュールや単相交流100Vから二次電池に対し充電を行う場合に過充電を防止すること。
- (d) 過放電防止機能：電池の容量が低下し電圧低下が起きた場合は、送信するス

テータス情報を「低電圧異常」とするとともに、過放電を防止すること。

(4) 保護装置

- (a) 高電圧箇所：高電圧箇所はカバーを取り付けるとともに注意書きを印字するなど、施工時、点検時の安全に配慮すること。
- (b) 遮断器等の取付：安全遮断器(ヒューズを含む)や漏電遮断器、避雷器等を設置し、機器や人体を保護すること。
- (c) 接地工事：設置工事の際に接地を行うこと。

(5) 収納ケース

- (a) 収納機能：収納ケースを取付け、二次電池、電源コントローラー、保護装置、電源コードを収納できるものであること。
- (b) 防水機能：台風等の風雨に耐えられる防水性能を有すること。
- (c) 電源コード：防水型の単相交流 100V の電源端子を備えており、緊急時には簡単に電源を供給できるような仕組みを持つこと。

IV. 電光表示器

- (a) 表示方法：発光ダイオード(セグメント LED を含む)を用いることとし、昼間でも視認可能であること。
- (b) 設置要件：表示器の中心から 3m 離れた場所で、高さ 1m~2m 間、幅 2m の位置から表示を視認可能な位置に設置すること。
- (c) 表示の大きさ：各ディジットにおける数字の高さは 2inch 以上とすること。
- (d) 線量率表示範囲：0~999nGy/h
 - 1.000~9.999 μ Gy/h
 - 10.00~99.99 μ Gy/h
 - 100.0~999.9 μ Gy/h
 - 1.000~9.999 mGy/h
 - 10.00~99.99 mGy/h
- (e) その他制限事項：
 - ・スイッチ等によって表示の ON/OFF の切替えができるようにすること。
 - ・スイッチは不特定多数の者が切替えることのできないよう格納すること。

- ・タイマ等により 1 時間単位で表示 ON/OFF の切り替えが可能であること。
- ・表示器はデフォルト設定として 7:00～19:00 の間、表示させるよう調整しておくこと。

V. 本体据付架台等

- (a) 大きさ：システム各部を搭載できるものとし、大きさは 1500mm×1500mm 程度とし、高さは 3500mm 以下とすること。
- (b) 架台強度等：放射線計測器等の構成機器の重さに十分耐える材質・構造を有するとともに、風雨や地震等により容易にずれや転倒が起きないものとする。
- (c) ポール等の設置：太陽電池パネルや通信アンテナ等を取り付ける場合に、ポール等に設置することができるが、ポールは倒れないように、地面と強固に接続する等の対策を講じること。
- (d) 柵の設置：放射線測定器周辺に人が容易に立ち入ることを避けるため、周囲に柵を設置すること。なお、柵の大きさは 2000mm×2000mm 以内とし、高さは 1500mm 以下とすること。

※既設のポール、柵、架台等の資材は状態が良好であれば、流用することを認める（参考別紙 3）

9. 校正方法及び型式試験について

(a) 校正方法

日本の国家計量標準につながる校正を行い、計量法認定業者の校正証明書、メーカー証明書、または所有者の自主検査記録等の校正試験成績証明書を作成すること。

また、次年度よりの設置箇所での校正方法を見据えての方法の提案と、その実現のための初期データをそろえること。

(b) 型式試験

測定器試験：放射線測定器について「8 項 I.」の仕様を満たすことを確認できる測定器試験報告書を作成すること。

システム試験：システム全体が「8 項 II.～V.」の仕様を満たすことを確認できるシステム試験報告書を作成すること。

※試験等の内容については原子力規制庁の担当者と協議の上、必要なものについて実施すること

10. 提出資料等について

(a) 契約締結後速やかに提出が必要

- ・実施要領書：実施計画、体制図、工程表等を含む。
- ・部品構成図：納入予定のシステムの三面図、アイソメトリック図を提出するとともに、設計が仕様を満たすことが確認できる計算結果や試験結果等を含めること。
- ・情報セキュリティに関する書類(開始時)：予定している方法や体制。
- ・免状の写し：放射線取扱主任者の資格を有する者の免状の写し。

(b) 設置前に提出が必要

- ・校正試験成績証明書：各納入場所に設置を行う前に、設置する放射線測定器について校正を行い、全台の校正試験成績証明書を提出すること。
- ・測定器試験報告書：各納入場所に設置を行う前に提出すること。試験項目は別途原子力規制庁担当者と協議を行うこと。
- ・システム試験報告書：システムの設置前に提出すること。
- ・工事計画表：設置工事前に各納入場所の自治体担当者と調整し、設置場所及び設置日時の確認等を行った上で工事計画表を作成し、原子力規制庁に提出すること。修正があった場合は逐次、工程表を更新し原子力規制庁担当者に対して報告すること。

(c) 納品完了時に提出が必要

- ・情報セキュリティに関する書類(完了時)：実施した方法や体制。
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・識別番号一覧表：下記(例)の表のような、装置同士の番号を参照できる対照表を納品時に提出すること。

納入場所 の番号	システムの番号 (シリアルナンバー)	放射線測定器の固有番号 (シリアルナンバー)	データ送信部の固有番号 (シリアルナンバー)	送信モジュールのSIM番号 (シリアルナンバー)
1	100001	3193101	0012031	8981100XXXXXXXXXX
2	100002	3193102	0012032	8981100XXXXXXXXXX
3	100003	3193103	0012033	8981100XXXXXXXXXX
...

- ・完成図書(紙媒体1部、電子媒体(CD等)1部)：
機器仕様書、取扱説明書、試験成績書等を含むこと。
- ・校正用治具一式(台数：10%以上/納入台数、(最低1台は納品すること))

1 1. システムの設置に係る手続き等について

(1) 機器設置作業

- (a) 設置作業：納入場所における具体的な設置箇所については、各納入場所の自治体担当者等と調整を行い決定するとともに、調整結果を速やかに原子力規制庁の担当者に報告すること。
- (b) 携帯回線費用：携帯回線(LTE)の契約は原子力規制庁にて行い、SIMカードは原子力規制庁から支給する。
- (c) その他制約事項：
 - ・資材を撤去した場合、その資材（ポール、柵、架台等）は適切に処分すること。撤去した放射線測定器は原子力規制庁が指示する福島県内の場所へ搬入すること。撤去した資材にSIMカードが含まれる場合は原子力規制庁に返却すること。
 - ・システムの設置にあたっては、自治体担当者との調整の上、携帯回線の電波が良好に送受信できる位置に設置すること。
 - ・警戒区域もしくは高線量区域内で作業する場合は、一般的に安全に関わる措置のほか、必要な防護措置を講ずること。
 - ・完成品の確認：完成品(施工前の試作品を含む)は、設置を行う前に仕様を満たしているか原子力規制庁担当者から確認を受けること。
 - ・ネットワーク設計(IPアドレス計画、専用線及び専用網サービス等の使用帯域等)に関しては、原子力規制庁が指定するデータサーバの構築業者と協議を行い、決定すること。
 - ・閉域ネットワークサービス及び専用線又は専用網サービスの敷設に伴うスケジュールにより、試験及び納品のスケジュールの変更を行う必要が生じた場合は、別途、原子力規制庁担当者との協議を行うこと。

(2) 設置確認作業

- (a) 位置情報：機器設置後、GPS(精度 10m)を用いてシステムの設置場所を確認し、装置の設置箇所とGPSの位置情報を写真等で記録するとともに、一覧表として保存・提出すること。
- (b) 伝送確認：機器設置後はサーバに情報が伝送されているか確認し、適宜調整を行うものとする。ただし、機器設置時点でサーバの運営業者が選定されていない場合はこの限りではない。

1 2. 保証

システムの引渡し完了後より1ヵ年とする(ただし、天災等による破損、焼損の場合はこの限りではない)。

1 3. 保守体制

可搬型モニタリングポストは、365日24時間稼働させるため機器不良等が生じた場合、迅速な復旧対応が行える体制が整っていること。機器を安定稼働させるため、保守点検・校正等を実施できる体制が整っていること。

1 4. 検収

本仕様書に記載の内容を満足し、かつ、上記提出書類に記載の書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

1 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

1 6. その他

- ・工事現場においては、特に危険箇所の点検、整備、養生等を充分に行い事故防止に努めること。

- ・資材、廃材等は受注業者の責任において保管又は処分をするものとする。
- ・工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令などに従い適切な処置を行うものとする。
- ・災害、公害、事故等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直ちにその経緯を原子力規制庁担当者に報告するものとする。
- ・仕様書などに明記されていない事項がある場合又はその他疑義が生じた場合は、原子力規制庁担当者と協議し、その指示に従うものとする。

	ポ ス ト N o .	設置場所施設名	所在地
1	MO2701	ふくしま自治研修センター	福島市荒井字地蔵原乙 15-1
2	MO2702	もにわの湯	福島市飯坂町茂庭字清水川原 21-2
3	MO2703	旧堀切邸	福島市飯坂町東滝ノ町 16
4	MO2704	町畑中央団地公園	福島市飯野町字町畑 12-2
5	MO2705	十六沼公園体育館	福島市大笹生字俎坂山 341
6	MO2706	東部学校給食センター	福島市岡部字根深 5-1
7	MO2707	北沢又団地公園	福島市北沢又字上稻荷川原西 1-1
8	MO2708	福島市公設地方卸売市場	福島市北矢野目字樋越 1
9	MO2709	西原農村公園	福島市在庭坂字地蔵原 16
10	MO2710	立子山農村広場	福島市立子山字仲森地 24
11	MO2711	大門の湯駐車場	福島市飯坂町字大門 1
12	MO2712	福島西 IC	福島市成川字上谷地 1
13	MO2713	南部受水池	福島市平石字古屋敷 1-9
14	MO2714	蓬菜第一団地	福島市蓬菜町 2-5
15	MO2715	水道局施設管理センター	福島市小倉寺字赤坂 12
16	MO2716	旧松川小学校跡	福島市松川町字稻荷 5
17	MO2717	つちゆロードパーク	福島市松川町字水原字南沢 41-2
18	MO2718	花見山ウォーキングトレイル駐車場	福島市渡利字金畑下 26
19	MO2719	会津若松市河東支所	会津若松市河東町郡山字休ミ石 14
20	MO2720	滝沢浄水場	会津若松市一箕町大字八幡字柏木 15-13
21	MO2721	六軒浄水場	会津若松市河東町八田字鍋沼 3
22	MO2722	会津若松市下水浄化工場	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 99 番地
23	MO2723	会津若松市大戸公民館	会津若松市大戸町上三寄香塩 479
24	MO2724	会津若松市役所 北会津支所	会津若松市北会津中荒井字諏訪前 8-1 又は 11
25	MO2725	会津若松市基幹集落センター	会津若松市湊町大字共和字西田面 50 番地
26	MO2726	会津総合運動公園駐車場	会津若松市門田町大字堤沢北村
27	MO2727	老人福祉センター寿楽荘	郡山市熱海町 5-16
28	MO2728	石筵ふれあい牧場	郡山市熱海町石筵字萩岡 2 番地の 2
29	MO2729	磐梯熱海アイスアリーナ	郡山市熱海町玉川字反田 1-1
30	MO2730	安積行政センター	郡山市安積 1-38
31	MO2731	荒井浄水場	郡山市荒井町字仲田 51
32	MO2732	逢瀬行政センター	郡山市逢瀬町多田野字南原 3
33	MO2733	堀口浄水場	郡山市逢瀬町多田野字元寺 1-1
34	MO2734	大槻行政センター	郡山市大槻町字中前田 56-1
35	MO2735	片平行政センター	郡山市片平町字町南 7-2
36	MO2736	喜久田行政センター	郡山市喜久田町堀之内字下河原 1
37	MO2737	郡山市立赤津小学校跡	郡山市湖南町赤津字北山田 4409-1
38	MO2738	湖南スポーツ広場	郡山市湖南町字寺の前
39	MO2739	郡山市湖南行政センター	郡山市湖南町福良字家老 9381-2
40	MO2740	月形連絡所	郡山市湖南町舟津字舟津 852
41	MO2741	田村行政センター	郡山市田村町岩作字穂多礼 72
42	MO2742	東山霊園	郡山市田村町小川字ヤシウリ 5
43	MO2743	田村地域交流センター	郡山市田村町田母神字松ノ木 68-1
44	MO2744	中田行政センター	郡山市中田町下枝大平 358
45	MO2745	中田地域交流センター	郡山市中田町中津川字町田前 179-1
46	MO2746	西田埋立処分場	郡山市西田町大田字向田 181
47	MO2747	西田行政センター	郡山市西田町三町字桜内 259

48	MO2748	日和田行政センター	郡山市日和田町字広野入 5-1
49	MO2749	富久山行政センター	郡山市富久山町福原字泉崎 181-1
50	MO2750	富田行政センター	郡山市町東 3-84
51	MO2751	下水道管理センター	郡山市横塚 3-1-1
52	MO2752	三穂田行政センター	郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎 11-1
53	MO2754	小白井集会所	いわき市川前町小白井字大小屋 36-1
54	MO2755	上桶売公民館	いわき市川前町上桶売字中里 121-1
55	MO2756	夏井川溪谷キャンプ場	いわき市小川町上小川山神前地内
56	MO2766	上永井公民館	いわき市三和町上永井字大平田 10
57	MO2774	いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館	いわき市久之浜町字南荒蒔 9-1
58	MO2775	いわき市末続集会所	いわき市久之浜町末続字鍋田 49
59	MO2777	下三坂集会所	いわき市三和町下三坂字立町 30
60	MO2778	いわき市三和支所	いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1
61	MO2785	いわき市川前支所	いわき市川前町川前字五林 6
62	MO2792	小田川集会所	白河市小田川小田ノ里 111-1
63	MO2794	大信隈戸滑里川消防屯所	白河市大信隈戸滑里川山 42
64	MO2795	大信下新城和久消防屯所	白河市大信下新城字梅ノ木 34
65	MO2796	五箇行政センター	白河市田島明治 11-1
66	MO2798	白河市役所大信庁舎	白河市大信増見字北田 58
67	MO2799	白河市役所東庁舎	白河市東釜子字殿田表 50
68	MO2801	水道倉庫（セツ石倉庫）	須賀川市梅田字沖田 1 9 - 2
69	MO2802	長沼支所	須賀川市長沼字金町 85
70	MO2803	仁井田公民館	須賀川市仁井田字猿池 11
71	MO2804	ムシテックワールド	須賀川市虹の台 100
72	MO2805	岩瀬市民サービスセンター	須賀川市柱田字中地前 22
73	MO2806	浜田地域体育館	須賀川市浜尾字猫沼 90
74	MO2807	榊衝市民サービスセンター	須賀川市榊衝字古町 183
75	MO2808	前田川扇町公園	須賀川市前田川字扇町 9
76	MO2809	押切川公園	喜多方市字押切 1-86
77	MO2810	おぐに交流の郷	喜多方市熊倉町雄国字大谷地 310 番地 2
78	MO2811	塩川総合支所	喜多方市塩川町字岡の前 241 番地
79	MO2812	大田木浄化センター	喜多方市塩川町大田木字地生作 24
80	MO2813	ふれあいランド高郷	喜多方市高郷町揚津字袖山甲 3054-9
81	MO2814	熱塩加納総合支所	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地
82	MO2815	いいでのゆ	喜多方市山都町一ノ木字越戸乙 3876-4
83	MO2816	相馬市大野公民館	相馬市石上字みさご沢 326-1
84	MO2817	相馬市一般廃棄物埋立処分場	相馬市磯部字四方柴 741-17
85	MO2818	相馬地方広域水道企業団	相馬市大野台二丁目 3-5
86	MO2819	蒲庭公会堂	相馬市蒲庭字前迫 280-2
87	MO2820	相馬市役所玉野出張所	相馬市玉野字町 56-1
88	MO2821	富沢公会堂前空き地	相馬市富沢字ぬかり 2
89	MO2822	相馬市東部公民館	相馬市原釜字北高野 56
90	MO2823	東玉野農業研修施設隣	相馬市東玉野字町浦 135
91	MO2824	相馬市飯豊公民館	相馬市程田字明神前 142-4
92	MO2825	相馬市さけふ化場	相馬市山上字板屋 94-18
93	MO2826	相馬市山上公民館	相馬市山上字上ノ台 1-1
94	MO2827	小倉公会堂	相馬市山上字小田原 83-2
95	MO2828	二本松市役所安達支所	二本松市油井字濡石 1-2
96	MO2829	太田住民センター	二本松市太田字塚田 47-1
97	MO2830	二本松市役所岩代支所	二本松市小浜字北月山 27
98	MO2831	あだたら体育館	二本松市岳温泉 1-197-1
99	MO2832	木幡住民センター	二本松市木幡字吠内 65

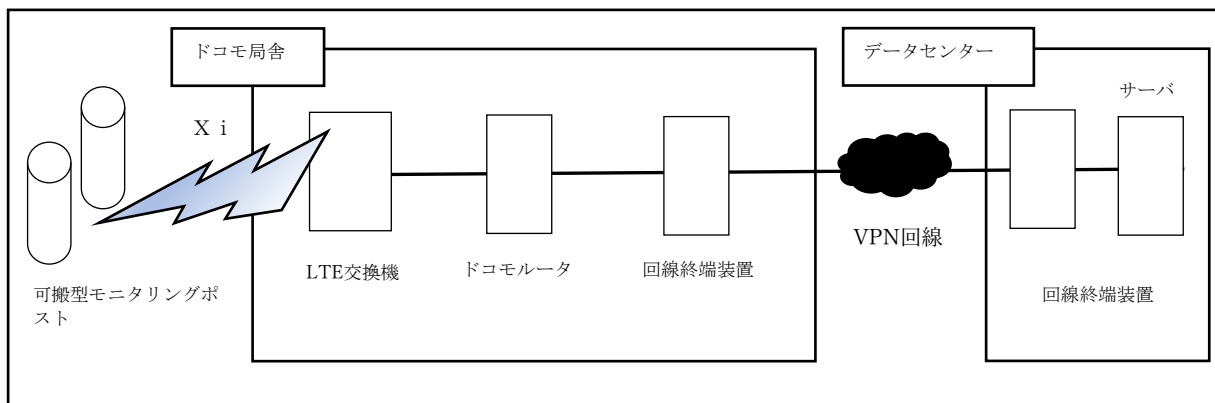
100	MO2833	塩沢住民センター	二本松市塩沢町 1-238-1
101	MO2834	山ノ入ダム	二本松市渋川字八王子 15-10
102	MO2835	田沢集会所	二本松市田沢字中田 17
103	MO2836	戸沢住民センター	二本松市戸沢字下田 100
104	MO2837	新殿住民センター	二本松市西新殿字西 1
105	MO2838	杉田住民センター	二本松市西町 223-1
106	MO2839	初森老人憩いの家	二本松市初森字十文字 85
107	MO2840	二本松市役所東和支所	二本松市針道字蔵下 22
108	MO2841	旭住民センター	二本松市百目木字向町 126
109	MO2842	石井住民センター	二本松市平石町 365-1
110	MO2843	日山パークゴルフ場	二本松市茂原字川口 260
111	MO2844	大越行政局	田村市大越町上大越字水神宮 62-1
112	MO2845	滝根行政局	田村市滝根町神俣字関場 118
113	MO2846	星の村ふれあい館	田村市滝根町菅谷字馬場 168
114	MO2847	カブトムシ自然の森	田村市常葉町山根字芦坂 128
115	MO2848	芦沢出張所	田村市船引町芦沢字霜田 46-1
116	MO2849	移出張所	田村市船引町上移字町 147
117	MO2850	七郷出張所	田村市船引町門沢字新館 109-1
118	MO2851	美山出張所	田村市船引町北鹿又字下旦の平 107-1
119	MO2852	都路行政局	田村市都路町古道字本町 33-4
120	MO2853	岩井沢プール駐車場	田村市都路町岩井沢字中作 10
121	MO2854	金沢公会堂	南相馬市原町区金沢字鳥井沢 69-3
122	MO2855	ひばりコミュニティーセンター	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎 133-1
123	MO2856	雫浄化センター	南相馬市原町区雫字権現下 440
124	MO2857	高倉ダム(高倉ダム管理事務所)	南相馬市原町区高倉字東国見地内
125	MO2858	鹿島区役所	南相馬市鹿島区西町一丁目 1
126	MO2859	鹿島公民館榎原分館	南相馬市鹿島区榎原字竹花 25-1
127	MO2860	富野農業研修センター	伊達市梁川町舟生字堂前 55
128	MO2861	月館総合支所	伊達市月館町月館字久保田 5
129	MO2862	月館運動場	伊達市月館町糠田字館山 1
130	MO2863	富成公民館	伊達市保原町富沢羽山 8
131	MO2864	伊達総合支所	伊達市前川原 25
132	MO2865	梁川総合支所	伊達市梁川町青葉町 1
133	MO2866	白根農業構造改善センター	伊達市梁川町白根北向 15
134	MO2867	山舟生林業構造改善センター	伊達市梁川町山舟生字坊前 18
135	MO2868	霊山パーキング	伊達市霊山町石田字行合道 34-16
136	MO2869	石戸ふれあいセンター	伊達市霊山町石田字宮下 12-8
137	MO2870	霊山ふれあいセンター	伊達市霊山町大石字西館 78
138	MO2871	小国ふれあいセンター	伊達市霊山町上小国字腰巻 7
139	MO2872	下小国中央集会所	伊達市霊山町下小国字堀ノ内 1
140	MO2873	青田地区公民館	本宮市青田字行人段 14-1
141	MO2874	白沢公民館稲沢分館	本宮市稲沢字見切田 53
142	MO2875	岩根出張所	本宮市岩根字上土淵 6
143	MO2876	白沢総合支所	本宮市白岩字提崎 494-22
144	MO2877	仁井田地区公民館	本宮市仁井田字寺下 15
145	MO2878	白沢公民館糠沢分館	本宮市糠沢字原 241
146	MO2879	本宮市役所	本宮市本宮字万世 212
147	MO2880	桑折町役場	伊達郡桑折町字東隅 18
148	MO2881	桃の郷ポケットパーク 桃の郷トイレ	伊達郡桑折町大字伊達崎字大畑向 17-1
149	MO2882	桑折町消防団第1分団1部屯所	伊達郡桑折町大字松原字北向 1
150	MO2883	半田コミュニティセンター	伊達郡桑折町大字南半田字八反田 10-1
151	MO2884	国見町役場	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 2-1

152	MO2885	川俣町役場	伊達郡川俣町字五百田 30
153	MO2886	小島公民館(コミュニティセンター)	伊達郡川俣町大字小島字町畑 8-1
154	MO2887	福田公民館	伊達郡川俣町大字羽田字姥作 6
155	MO2888	小綱木公民館(生活改善センター)	伊達郡川俣町小綱木字脇 11
156	MO2889	大玉村東部ふれあいセンター	安達郡大玉村大山字田池 55-1
157	MO2890	大玉村役場	安達郡大玉村玉井字星内 70
158	MO2891	アットホームおおたま	安達郡大玉村玉井字前ヶ岳国有林 7 班に 13 小班
159	MO2892	鏡石町役場	岩瀬郡鏡石町不時沼 345
160	MO2893	高齢者コミュニティセンター	岩瀬郡天栄村大字湯本字関場 1
161	MO2894	天栄村役場	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78
162	MO2895	道の駅 羽鳥湖高原	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 1-3552
163	MO2896	旧羽鳥小学校	岩瀬郡天栄村大字田良尾字持石 28
164	MO2897	西郷生活改善センター	岩瀬郡天栄村大字牧之内字滝田東 35
165	MO2898	ハイテク大山工業団地	岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山 10-234
166	MO2899	農業集落排水 牧之内処理場	岩瀬郡天栄村大字牧之内字児渡東 80
167	MO2900	下郷町三ツ井生活改善センター	南会津郡下郷町字沢口 14-1
168	MO2901	元大内分校	南会津郡下郷町大字大内字宮前 105-1
169	MO2902	下郷町役場	南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000
170	MO2903	道の駅しもごう	南会津郡下郷町大字南倉沢字木賊 844-188
171	MO2904	下郷町役場江川出張所	南会津郡下郷町大字湯野上字杉の内乙 551-2
172	MO2906	上照岡教員住宅	南会津郡只見町大字小林字上照岡 1265-1
173	MO2907	只見町町下広場野球場	南会津郡只見町大字只見字町下 2591-4
174	MO2908	南会津町伊南総合支所	南会津郡南会津町館跡 998
175	MO2910	南郷総合支所	南会津郡南会津町山口字村上 864
176	MO2912	南会津町館岩 会津高原	南会津町高杖原 530-1 会津リゾート株式会社事務所前駐車場
177	MO2914	南会津町館岩 総合支所	南会津郡南会津町松戸原 50
178	MO2915	リゾートイン台鞍	南会津郡南会津町針生字屋滝山 857-150
179	MO2916	高畑スキー場	南会津郡南会津町大桃字一の間々20-3
180	MO2918	北塩原村役場	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151
181	MO2919	裏磐梯合同庁舎	耶麻郡北塩原村大字松原字剣ヶ峯 1093
182	MO2920	早稲沢生活改善センター	耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢 527-8
183	MO2921	西会津町役場奥川支所	耶麻郡西会津町奥川大字里字壇ノ前 1563
184	MO2922	西会津町役場	耶麻郡西会津町野沢字野沢字下小屋上乙 3261
185	MO2923	磐梯町役場	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855
186	MO2924	猪苗代町役場	耶麻郡猪苗代町字城南 100
187	MO2925	長浜駐車場	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜 923-3
188	MO2926	湖岸地区農業集落排水処理施設	耶麻郡猪苗代町大字長田字大堰 1614
189	MO2927	達沢生活改善センター	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小達沢乙
190	MO2928	関都駅前	耶麻郡猪苗代町大字関都字南切立
191	MO2929	上戸浜駐車場	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字舟附場
192	MO2930	旧市沢小学校跡地	耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲 2998-224
193	MO2931	木地小屋集会所	耶麻郡猪苗代町大字若宮字家東乙 688-1
194	MO2932	酸川野集会所	耶麻郡猪苗代町大字若宮字下夕町 1257-1
195	MO2933	会津坂下町農村環境改善センター	河沼郡会津坂下町大字見明字提掃 2115 番地
196	MO2934	会津坂下町中央公民館	河沼郡会津坂下町字五反田 1310 番地
197	MO2935	湯川村役場	河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 17
198	MO2936	柳津町国保診療所西山出張所	河沼郡柳津町大字砂子原字居平 240 番地 3
199	MO2937	間方集会所	大沼郡三島町大字間方字上居平 753
200	MO2938	三島町役場	大沼郡三島町大字宮下字宮下 350
201	MO2939	大塩体育館	大沼郡金山町大字大塩字沢ノ目 954
202	MO2940	金山町役場	大沼郡金山町大字川口字谷地 393
203	MO2941	金山町自然教育村会館	大沼郡金山町大字玉梨字上中井 1384

204	MO2942	昭和村役場	大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652
205	MO2943	会津美里町役場本郷庁舎	大沼郡会津美里町字北川原 41 番地
206	MO2944	会津美里町役場高田庁舎	大沼郡会津美里町字宮北 3163
207	MO2945	農村環境改善センター	大沼郡会津美里町福重岡字桜ノ下 32 番地
208	MO2946	尾岐公民館	大沼郡会津美里町吉田字村中甲 150 番地
209	MO2947	追原コミュニティセンター前	西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原 54
210	MO2948	柏野コミュニティセンター前	西白河郡西郷村大字柏野字温泉 183
211	MO2949	西郷ダム	西白河郡西郷村大字鶴生字黒土 1-2
212	MO2950	那須甲子少年自然の家前	西白河郡西郷村大字真船字村火 6-1
213	MO2951	福島県堀川ダム駐車場前	西白河郡西郷村大字真船字横川 180-2
214	MO2952	虫笠消防火の見付近	西白河郡西郷村大字羽太字谷地田 38-2
215	MO2953	西郷村文化センター	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 76-1
216	MO2954	上野原公園内	西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 462
217	MO2955	泉崎村保健福祉総合センター	西白河郡泉崎村大字泉崎山ヶ入 101
218	MO2956	関和久宿集会所	西白河郡泉崎村大字関和久字下町 148-1
219	MO2957	踏瀬公民館	西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬 8
220	MO2958	中島村役場	西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1
221	MO2959	小針松崎地区農業集落排水処理施設	西白河郡中島村大字松崎字中井 70
222	MO2960	矢吹町役場	西白河郡矢吹町一本木 101
223	MO2979	長生園	石川郡石川町字塩ノ平 201-1
224	MO2980	石川町役場	石川郡石川町字長久保 185-4
225	MO2982	福島空港	石川郡玉川村大字北須釜字鯛田 21
226	MO2983	玉川村役場	石川郡玉川村大字小高字中巖 9
227	MO2984	玉川村役場須釜支所	石川郡玉川村大字南須釜字奥平 108
228	MO2985	旧四辻分校	石川郡玉川村大字四辻新田村中 131
229	MO2986	道の駅ひらた	石川郡平田村大字上蓬田字横森後 160
230	MO2987	駒形集会所	石川郡平田村大字駒形字小館 320
231	MO2988	打違内消防屯所	石川郡平田村大字下蓬田字打違内 155-3
232	MO2989	中倉一集会所	石川郡平田村大字中倉字暮坪 23-1
233	MO2990	中倉二消防屯所	石川郡平田村大字中倉字広込 102-3
234	MO2991	平田村役場	石川郡平田村大字永田字広町 34
235	MO2999	論田ふれあいセンター	石川郡古殿町論田字中ノ町 46-2
236	MO3000	三春町役場	田村郡三春町字大町 1-2
237	MO3001	下舞木農業集落排水処理施設	田村郡三春町大字下舞木字石田 131-1
238	MO3002	七草木集会所	田村郡三春町大字七草木字館下 266
239	MO3003	根本集会所	田村郡三春町大字根本字四合内 176-2
240	MO3004	南成田一番組集会所	田村郡三春町大字南成田字大桜 290
241	MO3005	小野町役場	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92
242	MO3006	湯沢体験農園管理施設	田村郡小野町大字湯沢字館ノ越 9
243	MO3007	二本櫛集会所	双葉郡広野町大字上北迫字上田郷 28-15
244	MO3008	広野町老人デイサービスセンター（広桜荘）	双葉郡広野町大字下浅見川字桜田 119-5
245	MO3009	川内村郵便局	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下 515-2
246	MO3010	川内村大字下川内字小田代付近	双葉郡川内村大字下川内字小田代 34
247	MO3011	川内村 渡辺商店	双葉郡川内村大字上川内字後谷地 552-2
248	MO3012	川内村大字上川内字木ノ葉橋付近	双葉郡川内村大字上川内字木ノ葉橋 1
249	MO3013	鹿狼山登山口駐車場	相馬郡新地町杉目字飯樋 49 番 4
250	MO3014	新地町役場	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

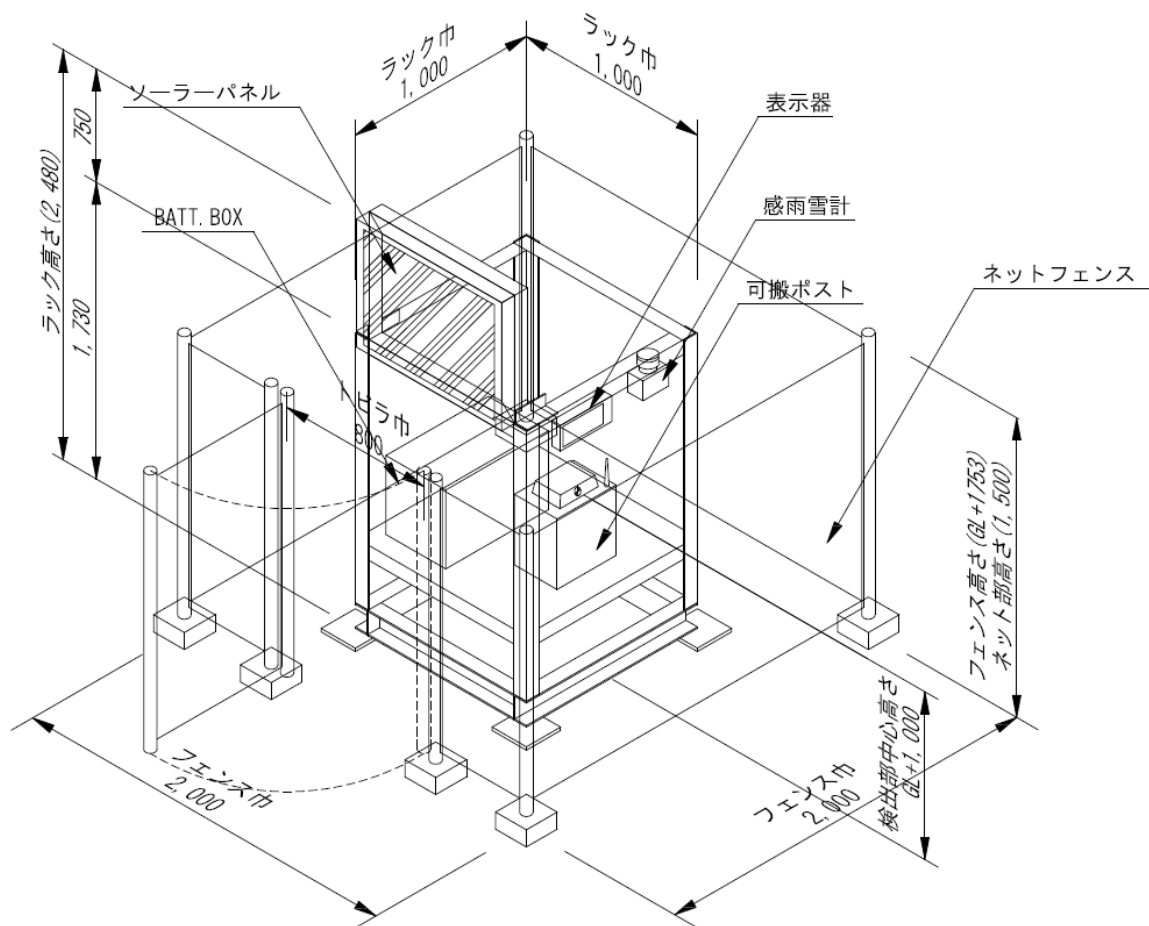
*設置場所の所在地は、本表の記載住所と異なる可能性がある。

概略構成図



受注者は、可搬型モニタリングポストのデータをサーバへ送信すること。

既設資材の参考図



入札適合条件

令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 本調達を担当する組織（会社全体または所属部門）が、組織の品質管理体制の規格である「ISO9001」、組織としての能力成熟度のモデルである「CMMI レベル3 以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (3) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (4) 仕様書にある主な項目について、仕様を満たすことを証明すること。
 - *カタログ又はメーカー説明書、図面等を添付すること。
 - *同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。
- (5) 仕様書13. 保守体制が整っていることを証明すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（5）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和5年7月3日（月）12時までに電子メール又は文書で、下記の原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階
担 当：北澤(kitazawa_takeo_8fi@nra. go. jp)
奥田(okuda_takeshi_y8j@nra. go. jp)
TEL：03-5114-2125

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

適合証明書

件名：令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資 料 No.
(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
(2) 本調達を担当する組織(会社全体または所属部門)が、組織の品質管理体制の規格である「IS09001」、組織としての能力成熟度のモデルである「CMMI レベル3 以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。		
(3) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(4) 仕様書にある主な項目について、仕様を満たすことを証明すること。 *カタログ又はメーカー説明書、図面等を添付すること。 *同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。		
(5) 仕様書13. 保守体制が整っていることを証明すること。		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

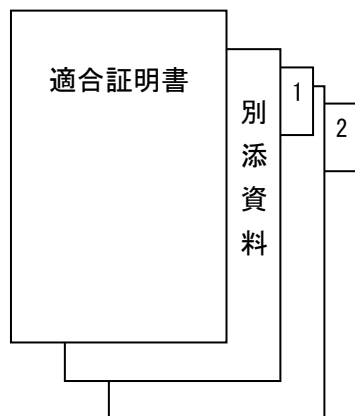
担当者名 :

電話番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和5年度 可搬型モニタリングポストの更新」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会

- 社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後も役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
 - (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更そ

の他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているとき

は、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙